

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせを前提とした見積提出依頼です。
- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

〈留意事項〉

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。設定がない場合は「なし」と記載します。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書並びに見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 仕様書等に関する問い合わせ先

防衛装備庁艦艇装備研究所総務課調達係

〒153-8630 東京都目黒区中目黒2-2-1

代表 03-5721-7005（内線）各案件の連絡先番号

※参加を希望する方は、各案件末尾の内線番号に連絡し、「〇〇のオープンカウンターの件」とお伝えください。

3 見積書の提出等

- (1) 見積書は持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「〇〇のオープンカウンター見積書在中」と朱書きして下さい。
- (2) 見積書の提出の際に、上記1(6)に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとします。ただし、見積書の提出時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとします。なお、艦艇装備研究所における同一年度の契約において、すでに資格証明書を提出している者については、提出を省略することができます。なお、競争参加資格の設定がない場合は資格証明書は不要です。
- (3) 提出先
防衛装備庁艦艇装備研究所総務課調達係
〒153-8630 東京都目黒区中目黒2-2-1
代表 03-5721-7005

4 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、見積書（法人又は団体の場合は代表者と担当者）の記名等の記載を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人物が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載して下さい。

従って、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3(3)に問い合わせをいただければ見積合わせ結果決定業者と金額についてお伝えいたします。

7 契約書作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (3) 上記5において、同価の見積が2人以上ある場合は、予決令第83条の規定に準じて、「くじ引き」により契約の相手方を決定します。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、艦艇装備研究所が選定した者へ見積もりを依頼することができるものとします。

- (5) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に、同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

※様式は防衛装備庁ホームページに掲載している艦艇装備研究所「オープンカウンター方式による見積依頼」を確認下さい。

- (6) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとします。

- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (8) 分任支出負担行為担当官の都合により調達を中止する場合があります。